

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市規則第38号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「換算する。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 6 条の「その勤務しない期間」には、職免規則第 2 条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（その免除された日数が職免規則第 3 条第 1 項第 4 号イに定める日数を超える部分（休日（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第 9 条に規定する日をいう。第 8 条の 3 第 2 項第 5 号及び第 8 号並びに同条第 3 項において同じ。）を除く。）を含まないものとする。

第 8 条の 3 第 2 項第 5 号中「（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第 9 条に規定する休日をいう。第 8 号及び次項にお

いて同じ。) 」を削る。

第 8 条の 5 中「支給する時期ごとに」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 8 条の 3 の改正規定は、公布の日から施行する。